



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 労働組織からみた稲作業受託に関する一考察                                                              |
| Author(s)        | 坂本, 洋一                                                                            |
| Citation         | 農業経営研究, 3, 35-52                                                                  |
| Issue Date       | 1976-02                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/36359">https://hdl.handle.net/2115/36359</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 3_35-52.pdf                                                                       |



# 労働組織からみた稲作業受託に関する一考察

坂 本 洋 一

1. はじめに
2. 大野町の農業機械銀行方式の概要
3. 受託の対応
4. 労働組織からみた作業受託
5. むすび

## 1 はじめに

請負耕作は、労働力不足と農地価格の高騰が個別経営の自生的展開を阻む中で現出してきたが、とりわけ昭和45年以降にみられる農業機械の大型化と専用作業機の導入は、機械化の跛行性を深め、そのことが機械の過剰投資となって一段と請負耕作を広範囲化してきたといえる。すなわち生産力向上において個別完結で終始しえないといった、生産力と生産関係にかかわる問題をその胎内にはらんでいるのである。

専業農家が多いとされる北海道において、この請負耕作は例外的存在であろうか。兼業農家率は51.1%（45年）から57.2%（50年）に増加し、農地価格も全道的に上昇している。たとえば中田価格についてみると、10a当り16.6万円から35.1万円へ倍加し、とりわけ都市近郊・道南において著しい。石狩は26.1万円が84.5万円、渡島は13.5万円が42.8万円、胆振は24.3万円が46.8万円に上昇している。これらの農地高騰化は、「農業経営の限界規模にある規模拡大の障壁」<sup>(2)</sup>になっており、本道においても、請負耕作が地域的に存在し得ることを示唆する。そして実際にも、都市近郊・道南では作業の受委託として散見できる。

こうして、本道でも無視し得ない存在になりつつある請負耕作であるが、従来の論議は経済的側面を主としており、労働力側面はウィークであった。さらに、農業機械銀行方式が「上からの道」として昭和47年以降、本道においても積極的に推

進され、農作業の受委託が広域的に組織化されようとしている時、この面での吟味は請負耕作を認識する上で不可欠であると考えられる。

このため本稿では、請負耕作、とりわけ農業機械銀行方式下での作業受託が、いかなる労働組織において可能とされているか、そして、それが受託農家経営にいかなる変動を与えているか、実態に基づき明らかにすることを課題とする。

調査対象は、農業機械銀行方式とみなし得る大野町の「大農機利用組合」を素材として取上げる。なお大野町は、農業が主産業であるが、函館の通勤圏内にあって兼業農家率は64.0%（50年）と高く、農地価格も中田で約120万円（10a、50年）と高騰化し、有償による農地間の権利移動は近年減少しつつある。さらに45年以降トラクターの高馬力化が進んでおり、稲作を中心としながら、ハウス・畑作・乳牛・肉牛などの混在している地域である。

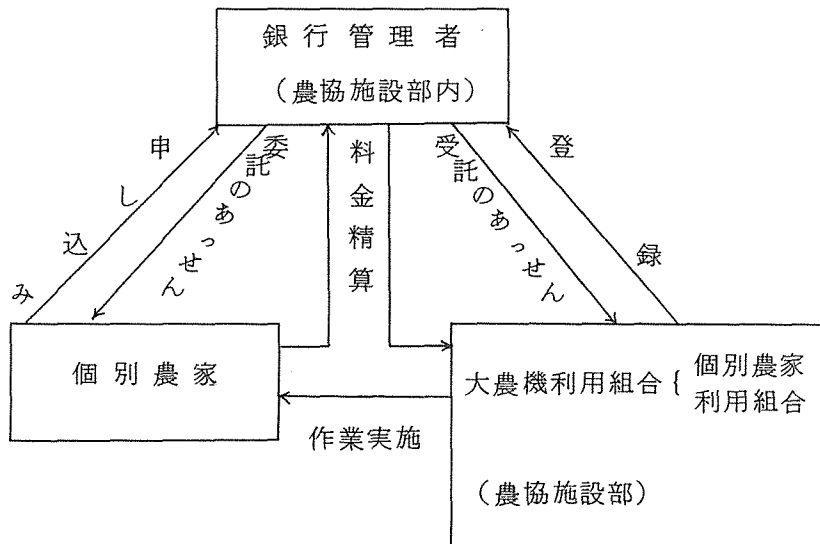
なお、収穫作業は主に49年より始められたため、以下では48年より継続実施されている耕起と代かき作業をとおして検討する。

## 2 大野町の農業機械銀行方式の概要

大野町における農作業の受委託は、農協を受託主体として昭和20年代から実施されていたが、45年以降、トラクターの漸次的個別導入を背景とし、新たな段階に入った。それは、依然として農協を受託主体の軸としながらも、相対で作業受託を行うトラクター所有農家が散在するという、受託の能力拡大と受託主体の多元化を特徴とするものであった。一方委託量は、兼業化の深まりとハウス野菜の拡大に伴い増加し、農協だけでは受託しきれず、委託量と受託量の均衡は崩れ、その差は拡大する方向にあった。そして48年、受委託量の不均衡解消を基本的動機とし、併せて機械の過剰投資を回避するために、農協が、管内の既に受託している農家と機械が遊休化している農家に呼びかけ、「大野町大農機利用組合（25戸）」が結成された。「大農機」はその利用組合という名称とは異なり、トラクター、専用作業機（コンバイン）を所有する農家が農作業の受託を実施する目的で組織されたものであり、49年以後は、2機械利用組合と1共同経営体がこれに加わっている。「大農機」以後、農協は、自ら作業受託するとともに、これら個々の受託農家等へ委託作業を仲介あっせんする機能を持つようになり、ここに受委託の一元化が図られ、

農業機械銀行方式とみなし得る形態をとることとなった（第1図）。

＜第1図＞ 大野町の農業機械銀行方式



「大農機」は、耕起・代かきを主作業として出発し、加えて49年から収穫作業の受託が進んだ。受託量（面積換算）は48年を100とすると、50年<sup>(3)</sup>には耕起128（170ha、125戸）、代かき133（29.3ha、22戸）と、ともに増加し、収穫作業は49年に20戸で301万円の利用料金を計上している。こうして「大農機」は、いまや農協の受託作業の縮小を代替えしつつ、大野町全体としての受託能力を拡大する上で大きな役割を果たしている。

### 3 受託の対応

昭和49年の受託農家の経営規模と受託施行状況を第1表に示す。2利用組合を除く個別経営は、耕地面積で2.80haから7.32haに分布し、大野町の平均耕地面積2.32haに比べ、すべて上位にある。また5ha以上層は全町で57戸、総農家数の5.3%を占めるが、受託農家のうち10戸は5haを上回っており、受託農家は、大野町においては中～上層に位置しているといえる。

第 1 表 受託農家の施行状況

| 農家番号 | 経営耕地面積 |      | 労 働 力 |   | トラクター | 耕 起   |        |
|------|--------|------|-------|---|-------|-------|--------|
|      | 水田     | 畑    | 男     | 女 | 馬 力 数 | 面 積   | 金 額    |
|      | ha     | ha   | 人     | 人 | 馬力    | ha    | 千円     |
| ①    | 0.60   | 4.79 | 1     | 1 | 28    | 16.20 | 172.45 |
| ②    | 6.16   | 1.16 | 1     | 1 | 68    | 25.20 | 333.70 |
| ③    | 4.85   | 0.95 | 1     | 1 | 28    | 22.60 | 333.50 |
| ④    | 5.13   | 0.27 | 2     | 2 | 55    | 17.80 | 235.65 |
| ⑤    | 0.40   | 5.94 | 2     | 2 | 37    | 16.60 | 202.20 |
| ⑥    | 2.84   | 0.23 | 2     | 2 | 28    | 8.00  | 132.40 |
| ⑦    |        | 2.80 | 2     | 1 | 27    | 9.80  | 191.35 |
| ⑧    | 4.43   | 0.33 | 2     | 2 | 27    | 10.00 | 112.40 |
| ⑨    | 3.19   | 0.54 | 2     | 2 | 55    | 9.00  | 110.00 |
| ⑩    | 4.45   | 1.22 | 2     | 1 | 56    | 7.80  | 102.90 |
| ⑪    | 6.13   | 0.46 | 2     | 1 | 24    | 7.10  | 118.95 |
| ⑫    | 4.20   | 1.15 | 2     | 2 | 55    | 6.40  | 73.85  |
| ⑬    | 4.68   | 1.25 | 2     | 2 | 24    | 2.80  | 52.70  |
| ⑭    | 4.47   | 0.62 | 2     | 1 | 26    | 1.30  | 23.60  |
| ⑮    | 3.40   | 0.31 | 2     | 2 | 24    | 1.20  | 21.00  |

注 2 利用組合は除いた。

経営耕地面積の中には借地のものは含まれていない。

( 4 9 年春耕 )

| 代 か き |          | モ ア ー |       | 合 計   |        |
|-------|----------|-------|-------|-------|--------|
| 面 積   | 金 額      | 面 積   | 金 額   | 面 積   | 金 額    |
| ha    | 千円       | ha    | 千円    | ha    | 千円     |
| 9.10  | 1 2 9.50 |       |       | 25.30 | 301.95 |
|       |          |       |       | 25.20 | 333.70 |
| 0.90  | 1 3.50   |       |       | 23.50 | 347.00 |
|       |          |       |       | 17.80 | 235.65 |
|       |          |       |       | 16.60 | 202.20 |
| 6.20  | 83.30    |       |       | 14.20 | 215.70 |
|       |          | 2.70  | 24.60 | 12.50 | 215.95 |
|       |          |       |       | 10.00 | 112.40 |
|       |          |       |       | 9.00  | 110.00 |
|       |          |       |       | 7.80  | 102.90 |
|       |          |       |       | 7.10  | 118.95 |
|       |          |       |       | 6.40  | 73.85  |
| 1.00  | 31.53    |       |       | 3.80  | 84.23  |
|       |          |       |       | 1.30  | 23.60  |
|       |          |       |       | 1.20  | 21.00  |

家族労働力は3戸が男1人・女1人と少なく、これら農家は受託量も多いことから無視し得ないが、全体では男1.80人・女1.47人と大野町の1戸当り平均農業従事者数、男1.19人、女1.36人と比べ豊富である。

これから、受託農家は、地域の中～上層に位置する専業農家で、家族労働力が多く、かつ大型農業機械を所有する、という一般的傾向が捉えられる。

以上をふまえて、各個別経営の受託状況をみると、受託農家は、畑作・畑酪と稲作に二大類別されることから、これに沿って考察する（第2表）。

①、⑤農家は、昭和46年より稲作転換をおこない、それまでの水田圃場を畑として利用し、早出しの食用馬鈴薯を中心にビート、小豆、かんらん、牧草などを作付けしている。3月初旬の雪融けは、早出しの食用馬鈴薯の作付けを可能とさせているが、それはまた、移植に至る一連の春作業を4月中に終了させ、他作物へのトラクター使用も4月25日迄には終了させている。⑦農家は、戦後の開拓農家で傾斜地にあり、搾乳牛6頭と畑作を経営し、耕起は4月中に終わっている。

作業の委託希望日は、主に5月に集中しており、①、⑤、⑦農家においては、稲作を中心としないという経営形態の相違、そこから生ずる労働・機械利用のピーク時の差異から作業受託を可能としていると考えられる。さらに、①農家において、代かき作業の受託量が多いことにふれば、経営内の代かき→田植え作業量が少なく、かつ畑作業とも労働競合しないという労働力利用の側面を基本としつつ、その遊休労働力を代かき受託という形で現実化する時に不可欠の、作業機と代かき技術を所有していることが大きく影響していると思われる。とくに、代かき技術の優劣の差は耕起よりも著しく現われるため、技術的側面の比重は大きいであろう。①農家のオペレーターが46才の経営主であるのに対し、⑤農家のオペレーターは26才の長男であることは、技術の程度が受託の有無に関連していることを推察させる。そして①農家が51年に復田する計画を持っていることは、代かき技術水準の要因になっていると考えられる。

⑦農家の場合、遊休労働力と遊休トラクターが存在しながらも代かき作業を受託しない、あるいは受託できないのは、代かき用作業機を所有していないことも含めて、その経営形態に強く規制された技術内容によるものとみれよう。この点が経営形態が異なる場合の受託の限界ともいえる。

<第2表> 受託農家の時期別施行状況 (49年春耕)

| 農家番号  | 受 託 件 数 |           |       |       | 受 託 作 業 時 間 |                 |       |       | 1件当り面積<br>h a |
|-------|---------|-----------|-------|-------|-------------|-----------------|-------|-------|---------------|
|       | 4 月     | 5 月       | 6 月   | 計     | 4 月         | 5 月             | 6 月   | 計     |               |
|       | 上 中 下   | 上 中 下     | 上 中 下 |       | 上 中 下       | 上 中 下           | 上 中 下 |       |               |
| ①     |         | 4 6 ④ ①   | ①     | 1 6   |             | 2 5 2 7 ⑬ ⑥     | ⑥     | 8 2   | 1.5 8         |
| ②     | 1 0     | 7         |       | 1 7   | 3 2         | 3 7             |       | 6 9   | 1.4 8         |
| ③     | 3       | 3 ①       |       | 7     | 2 4         | 3 4 ③           |       | 6 1   | 1.7 9         |
| ④     |         | 3 1 6     |       | 1 9   |             | 6 5 3           |       | 5 9   | 0.9 4         |
| ⑤     |         | 1 6 3     |       | 1 0   |             | 5 3 4 1 2       |       | 5 1   | 1.6 6         |
| ⑥     |         | 3 2 ② ②   |       | 9     |             | 1 7 1 7 ⑩ ⑪     |       | 5 5   | 1.5 5         |
| ⑦     | 1 ① 6   | 6 5 5     | 1 ③   | 2 8   | 1 ① 1 4     | 1 5 1 1 1 7     | 1 ⑥   | 6 6   | 0.4 5         |
| ⑧     | 1       | 3 2       |       | 6     | 7           | 1 6 1 2         |       | 3 5   | 1.6 7         |
| ⑨     |         |           |       |       |             |                 |       |       |               |
| ⑩     |         | 3 7       |       | 1 0   |             | 8 1 7           |       | 2 5   | 0.7 8         |
| ⑪     |         | 2 3       |       | 5     |             | 1 1 2 5         |       | 3 6   | 1.4 2         |
| ⑫     |         | 7         |       | 7     |             | 1 8             |       | 1 8   | 0.9 1         |
| ⑬     | 1       | 2 ①       |       | 4     | 6           | 1 2 ⑦           |       | 2 5   | 0.9 5         |
| ⑭     |         | 2         |       | 2     |             | 8               |       | 8     | 0.6 5         |
| ⑮     |         | 1         |       | 1     |             | 7               |       | 7     | 1.2 0         |
| 耕 起   | 1 2 1   | 3 5 5 9 8 | 1     | 1 2 5 | 1 8 3       | 1 7 4 2 4 1 2 9 | 1     | 5 2 9 | 1.1 4         |
| 代 か き |         | 6 5       | 1     | 1 2   |             | 2 8 2 7         | 6     | 6 1   | 1.4 3         |
| モ ア ー | 1       |           | 3     | 4     | 1           |                 | 6     | 7     | 0.6 8         |

注 上、中、下は、それぞれ上旬、中旬、下旬を示す。

○かこみは代かき、□かこみはモアー、かこみなしは耕起。

受託作業時間は、30分以上を切り上げ、未満を切り捨てて表示した。

③農家は料金換算で43%が不明、57%の分のみ示した。

⑨農家は、件数、時間とも不明。

次に、稲作を経営の中心に据えている受託農家をみよう。

一般に、経営内で機械が遊休化していても、それを動かす労働力（遊休労働力）が存在しなければ、受託は不可能であると考えられるが、家族労働力と受託量の関係を見ると、絶対数においても、また労働力負担面積においても、直接的には受託量に関係していない。それでは、受託量の大きさは、いかなる要因によっているのか。

②農家は、総受託件数 17 のうち 10 件を 4 月に実施し、かつ、1 件当りの受託平均面積は 1.48ha と大きい。そして、経営内作業と競合する 5 月には、5 日に 11 時間 40 分、7 日に 13 時間 30 分、8 日に 12 時間をかけて実施し、3 日間で終了させている。

②農家と家族労働力が同じである③農家は、受託件数と時期につき一部不明であるが、明らかな 12.5ha・7 件のうち 6 件は、比較的経営内作業と競合が少ない 4 月下旬～5 月上旬に実施され、1 件当り面積も大きい。

④農家は受託 19 件のすべてが 5 月に実施されている。1 件当り受託面積は 0.94ha と小さく、これらを 7 日から 19 日迄の間の 9 日間、のべ 59 時間 15 分、1 日平均 6 時間 35 分を費やして耕起受託を行なっている。⑤、⑦農家を除き、5 月中旬、あるいは下旬に受託している農家は、すべて家族労働力が 3 人以上、特に男が 2 人いることが共通している。

受託量（面積）は

受託量＝受託作業実質投下労働時間×作業効率（時間当り作業面積）

として表わされることから、「労働時間」と「作業効率」につき、以上の 3 農家の事例をもとに整理すれば、前者については、家族労働力が豊富なこと、1 日当り労働時間が長いこと。委託希望日を経営内労働のピークから外しうること、1 件当り委託面積が大きいこと（移動時間を節約し、実質投下労働時間を多くする）が掲げられる。また後者についてはトラクター馬力数<sup>(5)</sup>がまず要因に掲げられ、それ以外には、圃場の規模・形状・土質、オペレーターの技術が考えられる。

こうして、経営形態の異なる受託農家と受託量の多い稲作農家について、作業受託を成立させている要因を簡単にみてきたが、④農家のごとき、受託作業と経営内作業とが競合する場合の農家の対応、とりわけ労働組織の対応は明らかになってい

い。以下では、これに関して検討してみる。

#### 4 労働組織からみた作業受託

ここでは、いかなる労働組織が作業受託を支えているかを知る目的から、⑥農家を挙げる。その理由は、第1に、所有耕地面積が少なく、経済的に、より作業受託に依存を深めざるを得ないといった経済的「強制」がはたらきやすく、作業受託が鋭く労働組織に影響を及ぼし、かつ経営そのものにも影響していると考えられること。第2に、耕起とともに代かきも受託していること。第3に、畑耕地面積が0.23haと小さく、稲専作に近いため、以上の関連を鮮明に捉えることができると考えられるからである。

具体的な労働組織に入る前に、まず⑥農家が今日に至るまでの経営動向を概観してみよう（第3表）。

まず、44～45年を1つの面期として、以後、家族労働力、耕地面積、農業機械は、ともに拡充され、作業受託も種類を多くしているが、それらは、同時に進行していない。すなわち、最初に農業機械が導入され、次いで、その機械による作業受託があり、そして購入あるいは借地という形で耕地規模が拡大されている。このパターンはバインダー、コンバインに認められることから、⑥農家では、このパターンをらせん状に展開することにより、経営規模を拡大してきているとみられる。

さらに、機械導入から作業受託まで、トラクター、コンバインともに1年間のズレがあるが、それは、技術の習得と同時に受託の可能性を見きわめる期間であると思われる、トラクター、コンバインが、導入翌年にそれぞれ24馬力が28馬力に、2条刈りが3条刈りに更新されていることが、以上を物語っている。<sup>(6)</sup>

さて、これら経営の基本的な流れをとらえつつ、作業受託をいかに成立させているかをみよう。

第2図は、3月から7月までの家族労働力、手伝い・雇用労働力の経営内投下労働時間と受託作業時間をあらわしたものである。これから、1旬期当り300時間がほぼ家族労働力の労働時間の限界であることが知れる。一方、手間返しは経営の需要労働であるためこれを含めて家族労働力についてみれば、経営内には5月上旬210時間、中旬240時間、下旬275時間、6月上旬280時間と漸次増加し

< 第 3 表 >      ⑥ 農 家 の 経 営 動 向

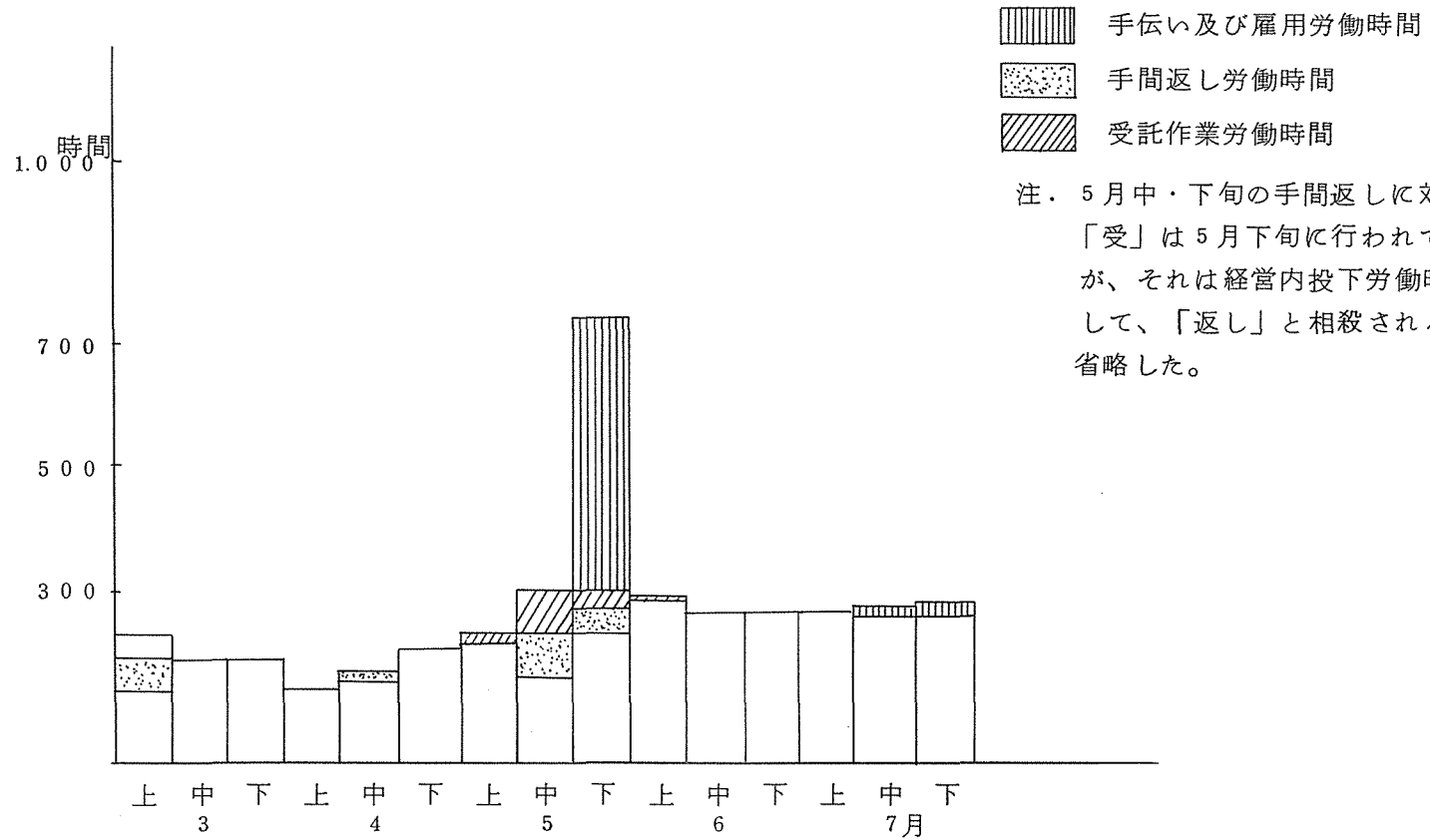
|           |   |            | 4 0                                                                                                                                                                                                            | 4 1 | 4 3 | 4 4 | 4 5 | 4 6 | 4 7 | 4 8 | 4 9 | 5 0 |
|-----------|---|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 家族労働力     |   | 男 女        | 1 人 → 2 →<br>1 人 → 2 →                                                                                                                                                                                         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 耕 地 面 積   | 田 | 所有地<br>借 地 | 2.3 0 h a → 2.9 0 → 3.6 4 →<br>0.7 0 → 1.7 4                                                                                                                                                                   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|           | 畑 |            | 0.2 3 h a →                                                                                                                                                                                                    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 労働力当り負担面積 |   |            | 1.2 7 h a<br>／人 → 1.9 2 → 1.2 8 → 1.5 2 → 1.1 4 → 1.4 0                                                                                                                                                        |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 農 業 機 械   |   |            | 耕耘機① → 同 ② → トラクター① → 同 ② →<br>ロータリー① → 同 ② →<br>水田車輪① → 同 ② →<br>マグワ ① → 同 ② → 代かきロータリー<br>プ ラ ウ →<br>サブソイラー →<br>除草機 →<br>噴霧機 → ミスト機<br>バインダ① → 同 ② → } コンバイン① → 同 ② →<br>脱穀機 →<br>籾摺機 →<br>乾燥機① →<br>乾燥機② → |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 作 業 受 託   |   |            | バインダー → X<br>耕 起 →<br>代かき →<br>コンバイン →<br>籾 摺 →<br>乾 燥 →<br>運 搬 →                                                                                                                                              |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

注) ①は 1 台目

②は 2 台目を表わす

乾燥機を除き“同②”は買い替えで  
あり、台数はすべて 1 台である。

＜第2図＞ ⑥農家の春期の労働時間



注．5月中・下旬の手間返しに対する「受」は5月下旬に行われているが、それは経営内投下労働時間として、「返し」と相殺されるため省略した。

ている。そして作業受託は5月中旬に多く、経営内労働時間の増加に従い、以降減少している。これらは受託量が、家族労働力の限界労働時間と家族労働力の経営内需要労働時間に強く規制されていることを示す。

作業受託期間につき、さらに詳しくみたのが第4表である。主な農作業につき実労働時間を表わしたため、第2図の同時期と比べ約80時間の差があるが、おおまかな傾向はつかめよう。

経営内の機械作業の分担と同様に、受託作業は、耕起が息子、代かきは経営主と完全に分離されているが、これは、代かきの技術要求度が高いことによっているものと思われる。そして受託期間は、経営内労働ピークの田植時期を除き、そのオペレーターは主な経営内作業、あるいは手間返しから外されており、受託作業に専門化できる体制になっている。これはまた、家族労働力の計画的な配置と表裏をなしているが、半面、受託が少ないか、ない場合には、その遊休労働力を現実化する対象となる作業がなく、そのまま遊休化していることが指摘される。経営内の代かき・田植え時期には受託が少ないが、それは機械・オペレーターともに作業受託と競合している（代かき）ためであり、他方、田植え日には、労働時間の延長とか、経営主の分担となっている田植え作業の監督を妻と息子が代行し、嫁が炊事を担当するといった家族労働力の豊富さに裏付けされた協業が、経営主をして代かきの受託を可能とさせているといえよう。しかしながら、全体として、受託作業の属人的専門化は、遊休労働力を顕在化せしめ、結果として、この期の妻の労働時間は経営主より50%多いことにみられるように、労働時間が不均衡となり妻への労働過重が認められる（第5表）。

＜第5表＞ ⑥農家50年度春作業（4/30～6/1）

|                       | 経営主  | 妻    | 息子   | 嫁    |
|-----------------------|------|------|------|------|
| 家族総労働量中の割合 (%)        | 23.3 | 35.0 | 24.7 | 17.0 |
| ※<br>経営内家族労働量中の割合 (%) | 15.6 | 44.2 | 18.7 | 21.4 |
| 各構成員労働量中の手作業割合 (%)    | 34.4 | 100  | 42.6 | 100  |

※ 手間返しは経営内労働として含めた。

<第 4 表> ⑥農家の構成員別労働時間

| 月日   | 主 な 作 業 | 経 営 内 投 下 労 働 (時間) |     |    |    |     | 受 託 作 業 (時間) |      | 手 間 返 し (時間) |       |        |       | 総 労 働 量 (時間) |       |          |        |                   |
|------|---------|--------------------|-----|----|----|-----|--------------|------|--------------|-------|--------|-------|--------------|-------|----------|--------|-------------------|
|      |         | 主人                 | 妻   | 息子 | 嫁  | 小計  | 他人労働         | 計    | 主人           | 息子    | 計      | 主人    | 妻            | 息子    | 嫁        | 計      |                   |
| 4月30 | ↓       |                    |     |    |    |     |              | 1.30 | 1.30         |       |        |       |              |       | 1.30     | 1.30   |                   |
| 5月 1 |         |                    |     |    |    |     |              |      |              |       |        |       |              |       |          |        |                   |
| 2    | ↓       |                    |     | 8  |    | 8   |              | 8    |              |       |        |       |              | 8     |          | 8      |                   |
| 3    | ↓       |                    |     | 10 |    | 10  |              | 10   |              |       |        |       |              | 10    |          | 10     |                   |
| 4    | ↓       |                    |     | 10 |    | 10  |              | 10   |              |       |        |       |              | 10    |          | 10     |                   |
| 5    | ↓       |                    |     | 7  |    | 7   |              | 7    | 3.00         |       | 3.00   |       |              | 7     | 3.00     | 10     |                   |
| 6    | ↓       |                    |     | 7  |    | 7   |              | 7    | 5.50         |       | 5.50   |       |              | 7     | 5.50     | 12.50  |                   |
| 7    | ↓       |                    |     | 7  |    | 7   |              | 7    | 6.30         |       | 6.30   |       |              | 7     | 6.30     | 13.30  |                   |
| 8    | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 6.30         |       | 6.30   |       |              |       | 6.30     | 6.30   |                   |
| 9    | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      |              |       |        |       |              |       |          |        |                   |
| 10   | ↓       |                    |     | 18 |    | 18  |              | 36   | 5.00         |       | 5.00   |       |              | 18.00 | 18.00    | 5.00   | 5.00              |
| 11   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 3.00         |       | 3.00   |       |              |       | 3.00     | 3.00   |                   |
| 12   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 19.00        |       | 19.00  |       |              |       | 19.00    | 19.00  |                   |
| 13   | ↓       |                    |     | 9  |    | 9   |              | 18   | 6.30         |       | 6.30   |       |              | 9.00  | 9.00     | 6.30   | 24.30             |
| 14   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 7.00         |       | 7.00   |       |              |       | (6.00.0) | 7.00   | (3.00.0) 7.00 9.0 |
| 15   | ↓       |                    |     | 60 |    | 30  |              | 90   |              |       |        |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 16   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      |              |       |        |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 17   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 9.00         |       | 9.00   |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 18   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 9.00         |       | 9.00   |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 19   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      |              |       |        |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 20   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 8.00         |       | 8.00   |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 21   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      |              |       |        |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 22   | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 9.00         |       | 9.00   |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 23   | ↓       |                    |     | 8  |    | 8   |              | 16   |              |       |        |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 24   | ↓       |                    |     | 8  |    | 8   |              | 16   |              |       |        |       |              | 8.00  |          | 8.00   |                   |
| 25   | ↓       |                    |     | 8  |    | 8   |              | 8    | 2.00         |       | 2.00   |       |              | 10.00 | 8.00     | 8.00   | 8.00              |
| 26   | ↓       |                    |     | 10 |    | 10  |              | 20   |              |       |        |       |              | 10.00 |          | 10.00  |                   |
| 27   | ↓       |                    |     | 10 |    | 10  |              | 28   |              |       |        |       |              | 10.00 | 8.00     | 10.00  |                   |
| 28   | ↓       |                    |     | 8  |    | 8   |              | 8    | 13.00        |       | 13.00  |       |              | 13.00 | 8.00     | 8.00   | 8.00              |
| 29   | ↓       |                    |     | 8  |    | 8   |              | 8    |              |       |        |       |              | 8.00  | 8.00     | 8.00   |                   |
| 30   | ↓       |                    |     | 8  |    | 8   |              | 8    |              |       |        |       |              | 8.00  | 8.00     | 8.00   |                   |
| 31   | ↓       |                    |     | 1  |    | 7   |              | 8    | 7.30         |       | 7.30   |       |              | 8.30  | 7.00     |        | 15.30             |
| 6月 1 | ↓       |                    |     |    |    |     |              |      | 13.30        |       | 13.30  |       |              | 13.30 |          |        | 13.50             |
| 合計時間 |         | 80                 | 163 | 88 | 70 | 401 | 536          | 937  | 71.00        | 63.50 | 134.50 | 64.00 | 8.00         | 40.00 |          | 151.00 | 227.00            |

また、作業受託は、機械の減価償却費負担の軽減と労働報酬の獲得を動機として<sup>(7)</sup>いるが、代かき受託は耕起と比べ時間当りの労働報酬が高いことから、受託量の増大<sup>(8)</sup>を可能とするこのような受託作業の属人的専門化は、受託を前提とした機械装備を促す要因になっていると思われる。そして、経営耕地規模に比べ過大な機械装備は、経営の安定を求め水田の購入あるいは借地によるといった耕地規模の拡大の契機となりえよう。

## 5 むすび

以上、大野町の「大農機利用組合」を素材にして、稲作の作業受託と労働組織の関連を明らかにする目的をもって考察してきたが、それは次のように要約できる。

(1) 受託量は、農業機械の遊休を前提としつつ、それを操作する労働力の存在に依拠しており、総体では、家族労働力の限界労働時間と家族労働力の経営内需要労働時間に規制されている。畑作・畑酪農家は、委託が集中する5月上～下旬には経営内需要労働時間が減少しており、耕起あるいは代かきをも受託する条件がある。また委託耕起時期は主に5月上～中旬であり、稲作農家の経営内需要労働時間はピーク手前であり、加えて耕起実施日は代かきと比べ可動的であるために受託量が多いといえよう。他方、代かき受託量が少ない最大の要因は、同様に受託農家において、その時期、労働ピークを形成し労働力に余裕が生じないためである。

(2) 代かきの受託には技術が強く作用している。経営形態が異なり、労働力に余裕がある場合でも、作業機を所有しないことと、この技術をもっていないことが代かき受託を阻止している。

(3) 最も作業受託に積極的であるとみられる⑥農家の事例によると、機械導入→作業受託→耕地規模拡大のパターンによって全体としての経営規模を拡大しており機械導入にあたっては作業受託の可能性を加味していることから、作業受託は経営規模拡大の要になっていると考えられる。

(4) これら作業受託をいかに支えているか労働組織からみれば、受託作業は属人的に専門化され、その期間、経営内作業から外される。この体制はさらに専門化を推し進めると考えられるが、専門化による受託量の増大の半面、労働力の遊休化という矛盾をはらみ、家族労働力に偏重を生じさせる。

(5) 受託量増大を可能とする属人的専門化は、受託を前提とした機械装備を促す要因となり、その結果たる経営耕地規模に対し過大な機械は、規模拡大の契機になると考えられる。

今後は、委託農家と受託農家の関連、及び受託者としてその位置を増大させている機械利用組合を労働力側面から検討することが課題として残されている。

#### 注

- (1) 大沼盛男「農作業委託・請負耕作の存在構造」（『北海道農林研究』第34号所収）
- (2) 大沼盛男「工業化地域における農地市場の変化」（『北海道農林研究』第48号所収）
- (3) この数字は農協あっせんの実数であるが50年より相対の受委託量も農協あっせん扱いにするため、総数は増大する。
- (4) 代かき技術には、畦を壊さず畦際まで実施、均平化、過度の代かきに陥らないことが要求され、これには運転技術とともに、経験に裏打ちされた知識と判断力が必要となる。
- (5) 50馬力以上のトラクターでは1時間当り受託処理面積が31.7aから36.4aにあって平均32.5aであるが、30馬力以下では17.5aから29.3aに分布し平均は22.0aであった。
- (6) ちなみに、トラクター更新の理由は、45年に親類の代かきを手伝ったところ、24馬力ではぬかって動けなかった経験をもち、28馬力の場合、40馬力用の水田車輪を装着でき、ぬかっても作業ができるということであった。⑥農家の水田は砂質に富み、特にぬかる心配はいらない。
- (7) ⑥農家につき時間当り労働報酬を試算すれば、49年耕起1.382円、代かき2.422円、50年耕起1.508円、代かき2.772円となり、それぞれ75%、84%代かきの方が耕起に比べ高い。
- (8) 代かきロータリー導入の理由は、主に作業効率の上昇としているが、代かきロータリーの効率は約4ha／8時間、マグワは2.5ha／8時間である。